準禁治産宣告取消

平成２５年（家）第１７６号
本籍富山市平吹町51番地、住所富山市平吹町２番10号
事件本人　舟﨑　一秀
昭和27年７月24日生
平成25年３月５日準禁治産宣告取消審判確定
富山家庭裁判所裁判所書記官

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２５年（へ）第３号
岡山県高梁市落合町阿部615番地の１
申立人　株式会社ムラカミ
代表者代表取締役　村上　雅俊
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月30日
平成25年３月14日　姫路簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＣ67265
金額　306,487円
支払期日　平成25年２月５日
支払地　兵庫県姫路市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行姫路支店
振出日　平成24年９月20日
振出地　兵庫県姫路市
振出人　アグリテクノ矢崎株式会社　代表取締役　福光　康治
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
広島県福山市箕島町南丘6454番地の１
申立人　有限会社マルエス紙工
代表者代表取締役　坂井　満
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月４日
平成25年３月14日　福山簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　Ｅ963155
金額　985,826円
支払人　株式会社サカイ　代表取締役　坂井　要
支払期日　平成25年２月25日
支払地　広島県福山市
支払場所　株式会社トマト銀行福山支店
振出日　平成24年８月20日
振出地　広島県福山市
振出人　株式会社サカイ　代表取締役　坂井　要
引受人　株式会社サカイ　代表取締役　坂井　要
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
埼玉県川口市大字石神523番地
申立人　増田　和子
権利の届出の終期　平成25年６月18日
平成25年３月18日　川口簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴不動産の表示
所在　埼玉県川口市大字石神字稲荷丸
地番　521番
地目　宅地
地積　727.27平方メートル
⑵地上権の表示
順位番号　１番
受付年月日　大正13年５月27日
受付番号　第694号
原因　大正13年５月26日設定
目的　建物所有
範囲　東北隅より東南隅まで11間これより西方へ10間更に３個所より東隅まで10間この坪数110坪
存続期間　大正32年12月末日
地代　１年金33円
支払期　12月末日
地上権者　北足立郡神根村大字神戸35番地
有限責任神根信用販売購買組合

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２５年（家）第１３７号
東京都清瀬市竹丘３丁目13番20号
申立人　福家　弘美
本籍埼玉県蕨市北町２丁目3876番地、最後の住所埼玉県蕨市北町２丁目７番11号
不在者　丸山内寅夫
大正４年７月６日生
届出期間満了日　平成25年７月13日
さいたま家庭裁判所

平成２５年（家）第４５１号
東京都練馬区南田中１丁目15番２号
申立人　馬橋　幸夫
本籍東京都江東区新大橋１丁目４番地３、最後の住所不詳
不在者　香取　伸一
昭和14年２月６日生
届出期間満了日　平成25年７月28日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第１００１号
新潟県三条市塚野目５丁目16番６号
申立人　岡田　良雄
本籍新潟県三条市塚野目５丁目918番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　岡田　幸子
昭和47年１月27日生
届出期間満了日　平成25年８月14日
新潟家庭裁判所三条支部

平成２５年（家）第１３号
滋賀県湖南市宝来坂３丁目10番３号
申立人　小川志津香
本籍滋賀県大津市追分町31番地、最後の住所滋賀県大津市神領２丁目11番26号
不在者　駒井　暢
昭和31年７月12日生
届出期間満了日　平成25年７月12日
大津家庭裁判所

平成２５年（家）第１９号
沖縄県南城市玉城字富里90番地
申立人　嶺井長次郎
本籍沖縄県南城市玉城字富里50番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　嶺井　福一
昭和22年３月６日生
届出期間満了日　平成25年７月12日
那覇家庭裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１５３号
熊本市中央区黒髪３丁目７番29号
債務者　電鉄不動産株式会社
代表者代表取締役　坂本　誠也
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山野　史寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午前11時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７７号
岐阜市河渡４丁目147番地
債務者　有限会社ティープロジェクト
代表者代表取締役　高原　克己
１　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　直子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前10時40分
岐阜地方裁判所